

大分市長 足立 信也 殿

大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付の申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

- 1 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付申請書（様式第 1 号）及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。
- 2 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金交付要綱第 2 条第 3 号に規定する中小企業者等に該当します。
- 3 同一年度で大分市から奨励金その他賃上げを目的とする公的給付は受けていません。
- 4 大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付を受けるため、大分市が必要と認めた場合は、税関係情報を公簿により確認することに同意します。
- 5 次のいずれにも該当しません。
 - (1) 法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）別表第 1 に規定する公共法人
 - (2) 政治団体
 - (3) 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の 4 分の 1 以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助を受けている者
 - (4) 宗教上の組織又は団体
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 1 3 項に規定する性風俗関連特殊営業に係る接客業務受託営業を行っていません。
- 7 奨励金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業を行っていません。
- 8 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 9 奨励金の交付後に虚偽その他不正の手段により奨励金の交付を受けたと市長が認めた場合は、大分市中小企業等賃金引上げ奨励金の交付決定の取消し及び返還請求を受けることがあることを理解し、当該請求を受けた場合には、これに異議を述べず、速やかに従います。
- 1 0 申請内容に不備があり、その不備を補正しない場合は奨励金が交付されないことに同意します。
- 1 1 申請内容に不正があった場合等必要がある場合には、奨励金の交付を受けた事業者名、申請内容等の情報が公表されることに同意します。
- 1 2 申請書類に記載された情報は、行政機関（税務当局、警察署等）の求めに応じて提供することに同意します。

令和 年 月 日

事業所名（法人名・屋号）	
代表者（役職・氏名）	